

福知議員（民主県政会）

令和4年6月16日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）消費者教育を通じたカスタマーハラスメント対策について

児童生徒への消費者教育の中でカスタマーハラスメントについて取り上げ、カスタマーハラスメント防止につなげることについてどのように考えるか、教育長に伺う。

（答）

消費者教育につきましては、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の家庭科等の教科等を中心に、児童生徒が消費者として自覚を持ち、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、学習内容を取り扱っております。

このうち、カスタマーハラスメントの防止にもつながる、「消費者の権利と責任」に関する学習では、小・中・高等学校の発達段階に応じて、例えば、消費者、生産者、販売者それぞれの立場での望ましい行動等を、ロールプレイングなどを通して学んでいるところでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き、消費者と事業者がお互いの立場を尊重し、連携・協働できるよう、消費者教育の推進に取り組んでまいります。